

ご契約者保護に関する制度

生命保険契約者保護機構(保護機構)について

生命保険業に対する信頼性の維持・向上を目的とし、経営破綻に陥った生命保険会社の保険契約者の保護を一層充実させるために、平成10年12月1日に設立された制度です。

生命保険の場合、年齢や健康状態によっては、それまでと同様の条件で新たに加入することが困難になることがあります。そこで、保護機構は、生命保険会社が破綻した場合、破綻保険会社の保険契約を引き継ぐ「救済保険会社」への資金援助や、「救済保険会社」が現れない場合には、保護機構の子会社として設立される「承継保険会社」への保険契約の承継、あるいは保護機構自身が保険契約の引受けを行うことにより、保険契約を継続させ、保険契約者の保護を図ることとしています。

補償内容

保護機構の補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定に係る部分(注1)を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(注2)を除き責任準備金(将来の保険金等の支払いに備え積み立てられている準備金)等の90%となります(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません)。

なお、保険契約の移転等の際には、予定利率の見直し等の契約条件の変更が行われる可能性があります。また、保険契約の継続のための集団性維持の観点から、解約の際に早期解約控除制度が設けられる可能性があります。

財源

財源は原則として保護機構の会員保険会社が拠出する負担金により賄われます。ただし、万一、平成29年(2017年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合で、生命保険会社の負担金だけで資金援助等の対応ができない場合には、国会審議を経て、国から保護機構に対して補助金を交付することが可能とされています。

(注1)平成18年3月13日に公表されたパブリックコメントの考え方では、特別勘定を設置しなければならない保険商品のなかで、公表時点において下記の商品が運用実績連動型保険契約に該当するものとしてあげられています。

- ・確定拠出年金保険
- ・変額年金資金運用基金保険
- ・国民年金基金連合会保険
- ・確定給付企業年金保険
- ・国民年金基金保険
- ・団体生存保険
- ・企業年金基金連合会保険
- ・新企業年金保険
- ・厚生年金基金保険

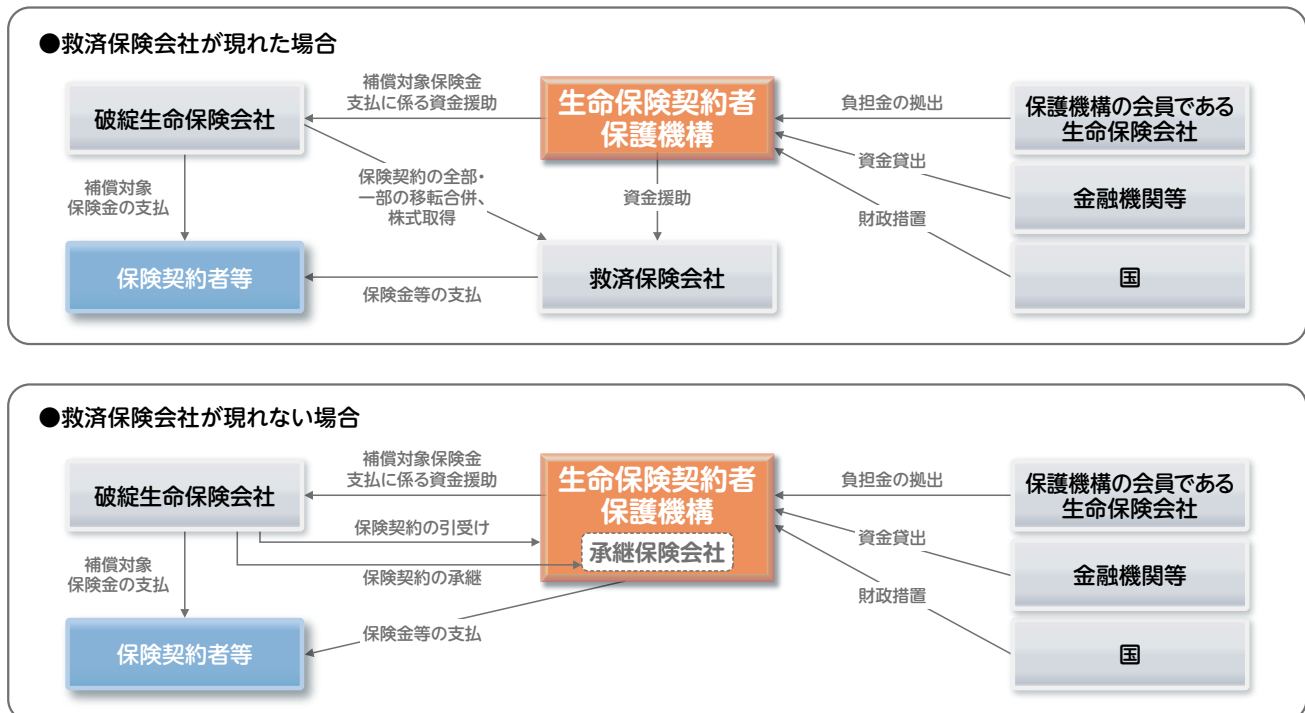
これら運用実績連動型保険契約のうち特定特別勘定に係る部分については、その責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは個別の更生手続の中で確定することになります)。

(注2)破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(金融庁長官及び財務大臣が定める率)を超えていた契約を指します。当該契約については、責任準備金等の補償限度が、以下の通りとなります。

高予定利率契約の補償率=90%-{(過去5年間における各年の予定利率-基準利率)の総和÷2}

ただし、破綻会社に対して資金援助がなかったと仮定した場合の弁済率が下限となります。

【生命保険契約者保護機構のしくみ(概略図)】



より詳しい内容につきましては、生命保険契約者保護機構のホームページをご利用ください。 <http://www.seihohogo.jp/>